

国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金
グループ
TEL:861-6901
FAX:862-4564

国民年金保険料が納付できない。そんなときは… 免除制度をご利用ください!

令和4年度 国民年金保険料
申請免除・納付猶予の受付が始まります。

7月1日(金)から受付開始

自分に合った
免除制度について

申請免除制度

納付猶予制度

次のページをご覧ください



保険料が納められないからといって、そのままにしていませんか？



未納のまま放っておくと、いざというときに年金が受けられなくなってしまします。保険料を納めない期間でも「免除」と「未納」では大きく異なります。あなたの年金を守るためにも、免除制度を利用しましょう。

何もせず放置(未納に)すると

保険料の未納が続くと、年金が受けられなくなる場合があります。

こんなに違う、免除と未納

| | 申請免除 | 納付猶予/学生納付特例 | 未納 |
|--|---------------------------|-------------|----------|
| 老後のための 老齢基礎年金 | 受け取る年金額に ▲ 減額されるが計算される | ✗ 算入されない | ✗ 算入されない |
| | 納付要件期間に ● 算入される | ● 算入される | ✗ 算入されない |
| もしもの時の 障害基礎年金 遺族基礎年金 | の納付要件期間に ● 算入される | ● 算入される | ✗ 算入されない |

申請免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた人で現在納付できる人は、追納制度をご利用いただけます

追納

免除や納付猶予などを受けた期間は、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。そこで、将来受けとる老齢基礎年金の年金額を増やすため10年以内なら、さかのぼって納めること(追納)ができます。お申し込みは年金事務所へ。

那覇年金事務所 国民年金課 (代)TEL:098-855-1111(自動音声案内 2⇒2)

免除制度

第2号被保険者(厚生年金、共済年金加入者)、第3号被保険者(第2号被保険者の配偶者)、任意加入被保険者は免除の対象外となります。

申請免除制度

申請して認められると、所得に応じて全額または一部の納付が免除される制度です。

対象となる人

- ①前年所得(収入)のない人、または一定基準額以下の人(下部の【所得の目安】を参照ください。)
- ②障がい者、寡婦またはひとり親で、前年所得が135万円以下の人
- ③退職(失業)や自営業の休止・廃止、天災などの理由で納付が困難な人(特例免除といいます。)

※学生納付特例(p3参照)の対象となる人は申請免除の申請はできません。

特例免除について

免除申請する本人や配偶者、世帯主について退職(失業)などの事実がある

場合が対象となります。通常であれば所得審査の対象となる本人・配偶者・世帯主のうち、退職(失業)などがあった人の所得を除外して審査を行い、認められると保険料納付が免除されるものです。詳しくは那覇市役所 ハイサイ市民課 国民年金グループまでお問い合わせください。



申請免除の種類

全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除

一部免除の場合、下表の納付すべき保険料を納付しなければ免除にならず未納となりますのでご注意ください。

(令和4年度定額保険料16,590円／月)

| 免除の種類 | 全額免除 | 一部免除 | | |
|--------------|------|--------------------|------------------|---------------------|
| | | 4分の3免除 | 半額免除 | 4分の1免除 |
| 納付すべき保険料(月額) | 0円 | 残り4分の1 (4,150円) | 残り半額 (8,300円) | 残り4分の3 (12,440円) |

所得審査の対象となる人

本人、配偶者、世帯主

世帯主の所得が高く
申請免除に該当しない人は…



納付猶予制度

50歳未満であれば世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の2人の所得で判定!!(手続きの方法は、申請免除と同じです)

免除を受けるための【所得の目安】～下記表示金額以下の人のが対象～

※金額は目安であり、所得の種類・扶養・控除状況によって、免除に該当しない場合もあります。ご了承ください。

申請免除・納付猶予に該当しない場合は、却下となります。

| 扶養人数 | 全額免除 納付猶予 | 一部免除 | | |
|--------------|--------------|--------|-------|--------|
| | | 4分の3免除 | 半額免除 | 4分の1免除 |
| 3人扶養(夫婦・子2人) | 172万円 | 240万円 | 292万円 | 345万円 |
| 1人扶養(夫婦のみ) | 102万円 | 152万円 | 205万円 | 257万円 |
| 扶養なし | 67万円 | 103万円 | 151万円 | 199万円 |

- ・「3人扶養」および「1人扶養」のご夫婦は、夫または妻のどちらかのみに所得がある世帯の場合。
- ・「3人扶養」のお子さんは、ともに16歳未満の場合。

手続き >>> 令和4年度の免除・納付猶予の申請は7月1日受付開始!!

免除対象となる期間：令和4年7月から来年6月まで 7月から8月末日までに手続きすることをおすすめします。

申請が遅れても、7月にさかのぼって免除・納付猶予は受けられます。しかし、もしものときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が受けられなくなる場合がありますので、8月末までに申請することをおすすめします。

過去2年1ヵ月前まで申請できます。申請はお早めに!!

手続きに
必要な
ものは？

受付場所
・
受付時間

- 年金番号がわかるもの（年金手帳・納付書等）
 - 身分証明書
- 本人・配偶者・世帯主のなかに、次の条件に該当する人がいる場合**
- 令和2年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた人（特例免除対象者）は離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。
 - 前年度に「全額免除又は納付猶予の継続申請」が認められている人は、日本年金機構から、継続審査の結果が通知されます。

那覇市役所本庁舎1階11番（国民年金）窓口にて平日の午前8時30分～午後5時15分まで受付。
支所では受付できません。
混雑が予想されますので、午後4時30分までに窓口へお越しください。



新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な人へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得が相当額まで下がった場合の臨時による特例免除申請が可能です。以下の2点をいずれも満たした人が対象になります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降に収入が減少した人
- 令和3年1月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる人（免除等の判定においては、世帯主および配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査対象となります。）

その他の制度

法定免除

届け出ると免除になる制度です。

対象となる人：生活保護法の生活扶助を受けている人や障害基礎年金・障害厚生年金（1級・2級）を受けている人など

＼ 平成31年4月からの制度 ／

産前産後期間の保険料免除制度

産前産後期間として認められると、他の免除・猶予等より優先され、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象となる人：国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月以降の人

学生納付特例制度

学生で保険料納付が困難なとき、納付を猶予（先送り）できる制度です。

対象となる人：学生で、所得が一定基準額以下の人



くわしくは那覇年金事務所または那覇市ハイサイ市民課国民年金グループにご相談ください

那覇市ハイサイ市民課国民年金グループ（那覇市役所1階11番窓口）TEL: 098-861-6901 FAX: 098-862-4564
那覇年金事務所（代）TEL: 098-855-1111（自動音声案内2⇒2）

郵送申請のご案内

免除申請やそのほか一部の手続きは、郵送での届け出も可能です！申請書は日本年金機構ホームページからも印刷できます。申請書と必要書類を添付のうえ、年金事務所まで郵送してください。

宛先 那覇年金事務所 〒900-0025 那覇市壺川2-3-9

国民年金制度の説明動画のご案内

日本にお住いの20歳以上の方は、国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく動画でご案内しています。

動画は
コチラ



老後のそなえ 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として65歳から受給する年金ですが、老齢基礎年金を受けるには、10年以上の受給資格期間が必要です。免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間、合算対象期間（海外に居住していた期間等）は、この10年の受給資格期間として計算されます。ただし、納付猶予・学生納付特例期間・合算対象期間（海外に居住していた期間等）は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。

令和4年度 老齢基礎年金の額(年額) 満額777,800円

(20歳から60歳になるまでの40年間すべて保険料を納めた場合)

※保険料免除や未納がある場合は、その期間に応じて減額されます。



令和4年から年金制度の一部が改正されます

- 令和4年4月から、老齢年金を66歳以降に受給開始（繰下げ受給）する場合、繰下げの上限年齢が75歳に引き上げられます（①昭和27年4月2日以降生まれの方 または ②受給権発生日が平成29年4月1日以降の方）。年金額は65歳から繰り下げた月数によって、ひと月あたり0.7%増額します。
- 令和4年4月から、昭和37年4月2日以降生まれの方対象に、繰り上げ受給の減額率が、ひと月あたり0.4%へ変更されます。昭和37年4月1日以前生まれの方は減額率0.5%から変更はありません。

※いったん繰上げ・繰下げ請求をすると生涯同じ割合で、減額または増額された老齢基礎年金を受け取ることになります。

病気やケガで障がいが残ったら 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中（または60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または20歳になる前）に初診日（初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガによって、国民年金法に定める障害等級の1級・2級に該当した場合に受給する年金です。受給には、下記の納付要件を満たす必要があります。（20歳前に初診日がある場合は納付要件不要）

納付要件について 次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要です。

① 3分の2要件

初診日の前日において、初診日の前々月までに保険料を納めた期間と、免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

② 直近の1年間要件

初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。



令和4年度 障害基礎年金の額(年額)

1級障害 年額972,250円 2級障害 年額777,800円

大事な働き手を亡くしたとき 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金加入中の方、または加入していた方で60歳から65歳未満の方（いずれも一定の納付要件が必要）、また保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子に支給されます。

※子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または国民年金法に定める1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

※納付要件は、障害基礎年金の納付要件（上記）と同じです。初診日を亡くなった日と読み替えてください。

令和4年度 遺族基礎年金の額(年額)

| 子のある配偶者が受給する場合 | 子が受給する場合 | | |
|----------------|------------|---------|------------|
| 子が1人いる配偶者 | 1,001,600円 | 子が1人のとき | 777,800円 |
| 子が2人いる配偶者 | 1,225,400円 | 子が2人のとき | 1,001,600円 |



くわしくは那覇市ハイサイ市民課国民年金グループにてご相談ください

那覇市ハイサイ市民課国民年金グループ（那覇市役所1階11番窓口）TEL: 098-861-6901 FAX: 098-862-4564